

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条及び柔道整復師法第24条に定められた事項以外は広告できません。

10

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条及び柔道整復師法第24条で、医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）以外は広告できないと定められています。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条及び柔道整復師法第24条第2項で施術者の技能・施術方法又は経歴に関する事項は記載できません。

違反広告の例

〇〇接骨院・鍼灸院

体の不調は〇〇接骨院・鍼灸院にお任せ！

交通事故の相談受け付けています。その他、各種保険取り扱い！

初回限定先着〇〇名様 ¥1000/時間(通常価格 ¥3000/時間)ご予約はお早めに！

このような症状に対して治します！お悩みの方はぜひご相談ください！

肩こり、腰痛、頭痛、ぎっくり腰、関節痛、手足の痺れ、スポーツ外傷、猫背等の姿勢
骨盤の歪み、慢性疲労、ダイエット、むくみ、睡眠不足、交通事故後の後遺症等

短時間の施術で歪み・ズレが治ります！

施術前の写真

施術後の写真

御希望の方は電気治療も行います。

カイロフラクティック・リラクゼーションマッサージ・アロマセラピー・整体も行っています

<〇〇治療とはこんな治療です・・・治療内容の説明文・施術写真>

～施術歴〇〇年、〇〇名以上の方々の不調を治してきた施術者が施術を行います～

誘因性のあるメッセージや料金は記載できません。

効能効果や適応症を謳う文言は記載できません。また、写真を掲載することもできません。

法定外医業類似行為の広告はできません。

広告違反に対しては、罰則の規定があります。
(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第13条の8及び柔道整復師法第30条)

適切な広告をお願いします。

<広告可能な事項について>

【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律第7条第1項】

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業又はこれらの施術所に関しては、何人とも、いかなる方法を問わず、次に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
 - 2 業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業）
 - 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
 - 4 施術日又は施術時間
 - 5 その他厚生労働大臣が指定する事項
 - ・ もみりようじ
 - ・ やいと、えつ
 - ・ 小児鍼（はり）
 - ・ 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
 - ・ 予約に基づく施術の実施
 - ・ 休日又は夜間における施術の実施
 - ・ 出張による施術の実施
 - ・ 駐車設備に関する事項
 - ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師業等の施術所開設届を届出した旨）
- ※あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定について：施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

【柔道整復師法第24条第1項】

柔道整復の業務又はこれらの施術所に関しては、何人とも、いかなる方法を問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
 - 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
 - 3 施術日又は施術時間
 - 4 その他厚生労働大臣が指定する事項
 - ・ ほねつぎ(又は接骨)
 - ・ 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
 - ・ 予約に基づく施術の実施
 - ・ 休日又は夜間における施術の実施
 - ・ 出張による施術の実施
 - ・ 駐車設備に関する事項
 - ・ 柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨（柔道整復業の施術所開設届を届出した旨）
- ※柔道整復師法第19条第1項前段の規定について：施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する柔道整復師の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。